

令和5年5月9日

物部法律事務所 御中

林野庁国有林野部業務課
国有林野管理室長

青森県下北郡佐井村のヒバ林にかかる協議の申入れについて（回答）

縫道石国有林 127 林班は、平成元年 10 月 3 日付最高裁判所判決により国の所有が認められており、土地の定着物である同林班の立木等についても国の財産です。

したがって、令和5年3月20日付け協議の申入れについては、申入れに応じかねます。

物 部 法 律 事 務 所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階

TEL : 03-3595-1147 FAX : 03-3595-1148

令和5年3月20日

林野庁 国有林野部
業務課 御中

青森県下北郡佐井村字牛滝川目114

申入れ人 坂井 三郎

代理人弁護士 物部 康雄

青森県下北郡佐井村のヒバ林にかかる協議の申入れ

前略

貴庁、ご多用中のことと存じ上げます。

さて、当職は上記の坂井三郎氏から依頼を受けたものでありますが、下北郡佐井村に所在する有名なヒバ林につき貴庁と協議をなしたく申し入れるものであります。つきましては、その理由を次に簡略に申し述べます。以下では、坂井三郎氏を申入れ人と称します。

協議申入れの対象物件について

下北郡佐井村にある牛滝川の上流の石山沢の左岸に沿った一帯の山林であり、約56万坪の広さがあるとされ、旧土地台帳によると元は字牛滝川目130番の民有地に相当するようであり江戸時代の中期以降代々申入れ人の坂井家の所有であったと思われませんが、貴庁の過去の裁判における主張では同山林は127林班（現在は2327林班と呼称）なる国有林とされているものであります（以下、本山林と称します）。

協議の必要性について

本山林は、昭和から平成の時代にかけて貴庁を一方の当事者とする多数の裁判事件を引き起こし、貴庁内では隠語的に「マサカリ事件」と称されていると聞き及ぶ物件であります。

本山林については、既に幾多の判決もあり、まだ在職されておられれば貴庁の担当者はよくご存じのことと存じますが、当職も、過去3年強にわたり本件土地を調査をし、過去の裁判の欠陥等につきようやく確たる見解を持つに至ったものであります。その一端につき触れま

すと、まずは以下のような問題が浮かび上がります。

本物件に関しましては、昭和40年前後において佐井村内の全く別の場所（堂の上と呼称される）にあった土地の売買を意図して、申入れ人の亡父が、間違っ、本山林を意味するはずの130番の1及び2の登記をさらに3ないし4の地番に分筆し、その分筆後の筆の名義を堂の上の土地の購入者に変更登記をなしたため、その後の同130番の土地の名義人と国との間に多くの紛争が生じたものであります。しかし、そうした紛争にかかる裁判においては、このそもそもの地番の理解に間違いがあった事実が正しく認識されず、結果として、亡父が堂の上にある土地を売ろうとしたこととそれに伴い字牛滝川目130番という地番の土地の所有名義が変更されたとの事実認定から、3段論法的に、130番の土地＝堂の上の土地との誤った結論（判決）に至っております。

貴庁としては、仮に判決にそうした誤りがあったとしても、判決で確定している事案との反論をなされるかもしれませんが、一つには土地登記簿上の面積は約1万坪であり、そもそも56万坪強とは違いすぎる、二つ目としては過去の裁判は申入れ人を法的に拘束する効力がないことから、本協議の必要性が純粋な法的問題としても存在するところであります。

いささか簡略に過ぎる説明ではありますが、以上につき貴庁から一定のご理解を頂けるようでしたら、当職としては貴庁ご指定の日時・場所に関係資料及び本件に係る問題点をまとめた概要説明書を持参し参上致す用意があります。

本物件はわが国に残されている最後のヒバ林と聞かされており、そしてそれは申入れ人の先祖が江戸時代に植林をした成果であると申入れ人は理解を致しており、貴庁との間に有益な話し合いができることを期待しています。なお、今後の方針選択との関係もあり、本申入れについてのご回答を4月10日ごろまでにお願い申し上げます。

以上、まずは要用のみにて失礼致します。

草々

同封書類： 委任状（写し）

写し送付先：下北森林管理署